

郡山市総合評価方式実施ガイドライン

令和8年4月

郡山市

目次

1	はじめに	1
2	総合評価方式の概要	
	(1) 経緯	1
	(2) 意義	1
	(3) 対象工事	1
	(4) 総合評価方式の選択	2
3	標準的な実施手順	
	(1) 総合評価方式の採点方法	2
	(2) 採点方法の手順	2
	(3) 総合評価方式の実施フロー	3
4	資料の提出	
	(1) 提出方法	6
	(2) 書類作成の注意	6
5	評価	
	(1) 評価項目の設定	7
	(2) 配点等	7
6	評価項目の審査・評価	
	(1) 評価項目の対象及び評価点の配点表	8
	(2) 企業の技術力の審査・評価	9
	(3) 配置予定技術者の技術力の審査・評価	10
	(4) 企業の地域社会に対する貢献度の審査・評価	10
	(5) 簡易な施工計画の審査・評価	12
	(6) 品質確保等の確実性の審査・評価	12
7	総合評価による落札者の決定	
	(1) 評価値の算出と落札者の決定方法	13
	(2) 技術評価点資料の評価	13

8 その他の留意事項

- (1) 中立かつ公正な審査・評価の確保（学識経験者の意見聴取） 13
- (2) 情報公開 14

用語の定義

評価値

総合評価方式において落札者を決定するための指標。
原則として、この値の最も高い者を落札者とする。

除算方式

評価値の算定方法。
技術評価点を入札価格で除して、評価値を算出する。

技術評価点

価格以外の要素を点数化した値。
標準点と加算点の合計値。

標準点

公告等に記載された要件を満たす場合に付与される点数（100点）。

加算点

評価項目に対して、各入札参加者の技術力等に応じて付与される点数。

1 はじめに

本ガイドラインは、郡山市での総合評価方式に関する基本的な事項を示すもので、本市（上下水道局を除く）が発注する公共工事のうち、総合評価方式を採用するものに適用する。

2 総合評価方式の概要

（1）経緯

公共工事の品質確保を目的とした「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成 17 年法律第 18 号。以下「品確法」という。）が平成 17 年 4 月 1 日に施行され、公共工事の品質は、「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」と規定されており、公共工事の品質確保のための主要な取り組みとして総合評価方式の活用が掲げられている。これを受けて、本市においても公共工事の品質確保のため、総合評価方式を平成 20 年 10 月から導入し、実施している。

（2）意義

総合評価方式とは、価格だけで落札者を決定する従来の入札契約方式と違い、品質を高めるために、価格のみならず企業の技術的能力等の価格以外の要素も含めて総合的に評価する方法である。入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、「価格」と「企業の技術力等」を数値化した「評価値」の最も高い者を落札者とする入札方式である。

総合評価方式の適用により、公共工事の施工に必要な技術的能力を有する者が施工することとなり、工事品質の確保や向上が図られる。これにより、工事目的物の性能の向上、長寿命化、維持修繕費の縮減、施工不良の未然防止等による総合的なコストの縮減、交通渋滞対策、環境対策、事業効果の早期発現等が効率的かつ適切に図られ、現在及び将来の世代にわたる市民の利益につながる。また、企業が技術力競争を行うことによりモチベーションの向上が図られ、技術と経営に優れた健全な建設業が育成される。さらに、若手技術者の雇用や配置、災害時協力活動の実績が増えることにより、現在及び将来にわたる企業の技術力の承継や災害時の地域維持における担い手確保や育成に繋がるほか、価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることで、談合が行われにくい環境が整備されることも期待されている。

（3）対象工事

総合評価方式の対象となる工事は、以下に掲げるものとする。ただし、緊急を要する場合や、発注時期、履行条件等により競争性の低下が見込まれるなど総合評価方式によ

り難い特別な理由がある工事には適用しないものとする。

- ア 設計金額が1億円以上1億5千万円未満の土木一式工事
- イ 設計金額が1億円以上1億5千万円未満の建築一式工事
- ウ 設計金額が5千万円以上1億5千万円未満のとび・土工・コンクリート工事
- エ その他発注者が必要と認める工事

(4) 総合評価方式の選択

総合評価方式は、工事の技術難易度や施工条件等を踏まえ、工事特性（規模、技術的な工夫の余地）に応じて、簡易型又は特別簡易型のいずれかの方式を選択する。

ア 簡易型

技術的な工夫の余地が比較的小さい工事において、工程管理等についての簡易な施工計画を求める。また、同種工事の経験、工事成績等についての技術評価点資料の提出を求め、それにより技術力と価格との総合評価を行う。

イ 特別簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事において、工事成績等についての技術評価点資料の提出を求め、それにより技術力と価格との総合評価を行う。

3 標準的な実施手順

(1) 総合評価方式の採点方法

ア 発注者採点方式（簡易型の場合に適用）

入札参加者が入札参加申請時に入札参加申請書と併せて入札参加資格確認資料と技術評価点資料を提出し、開札の結果、評価値の最も高い者を落札者に決定する方法。

イ 自己採点方式（特別簡易型の場合に適用）

入札参加者が事前に自己採点申請書により自己採点したものを入札時に提出し、開札の結果、評価値の最も高い者のみに入札参加資格確認資料と技術評価点資料の提出を求め、落札者を決定する方法。

(2) 採点方法の手順

ア 発注者採点方式

- ① 入札参加者は、定められた期日までに入札参加申請書と併せて入札参加資格確認資料と技術評価点資料を提出する。
- ② 発注者は、入札参加者が入札参加条件を満たしているか確認するとともに技術評価点資料を評価し、技術評価点を算出する。
- ③ 技術評価点と入札価格により評価値が確定し、評価値が1位の者を落札者とする。

イ 自己採点方式

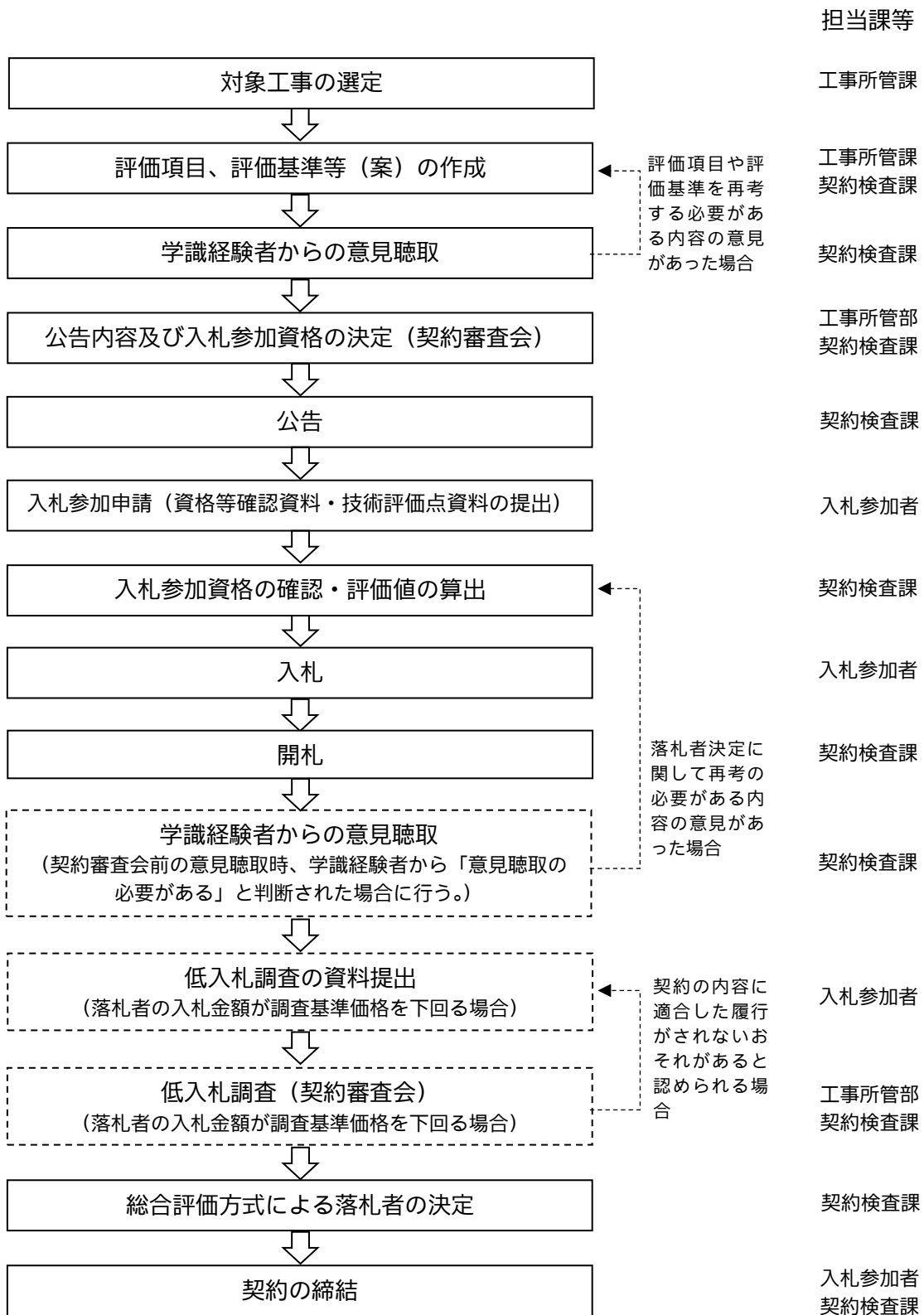
- ① 入札参加者は、入札時に自己採点申請書を提出する。
- ② 発注者は、入札価格と、この自己採点申請書に記載された自己採点を総合的に評価した評価値が最も高い者を落札予定者として決定する。
- ③ 発注者は、落札予定者に入札参加資格確認資料と技術評価点資料の提出を求め、これを評価する。このとき、評価項目ごとの評価点は自己採点申請書に記載された値を上限とする。
- ④ ③により落札予定者の順位に変動が生じたとき又は落札予定者が入札参加条件を満たしていないときは、新たに評価値が1位となった者を落札予定者として、③の手順を行う。
- ⑤ 落札予定者の順位に変動が生じなくなるまで③、④の手順を行い、入札参加資格を有する評価値が1位の者を確定し、この者を落札者とする。

※自己採点において過大評価した評価項目については、発注者が正しい加算点に修正する。過小評価した評価項目については、加算点の修正はしない。

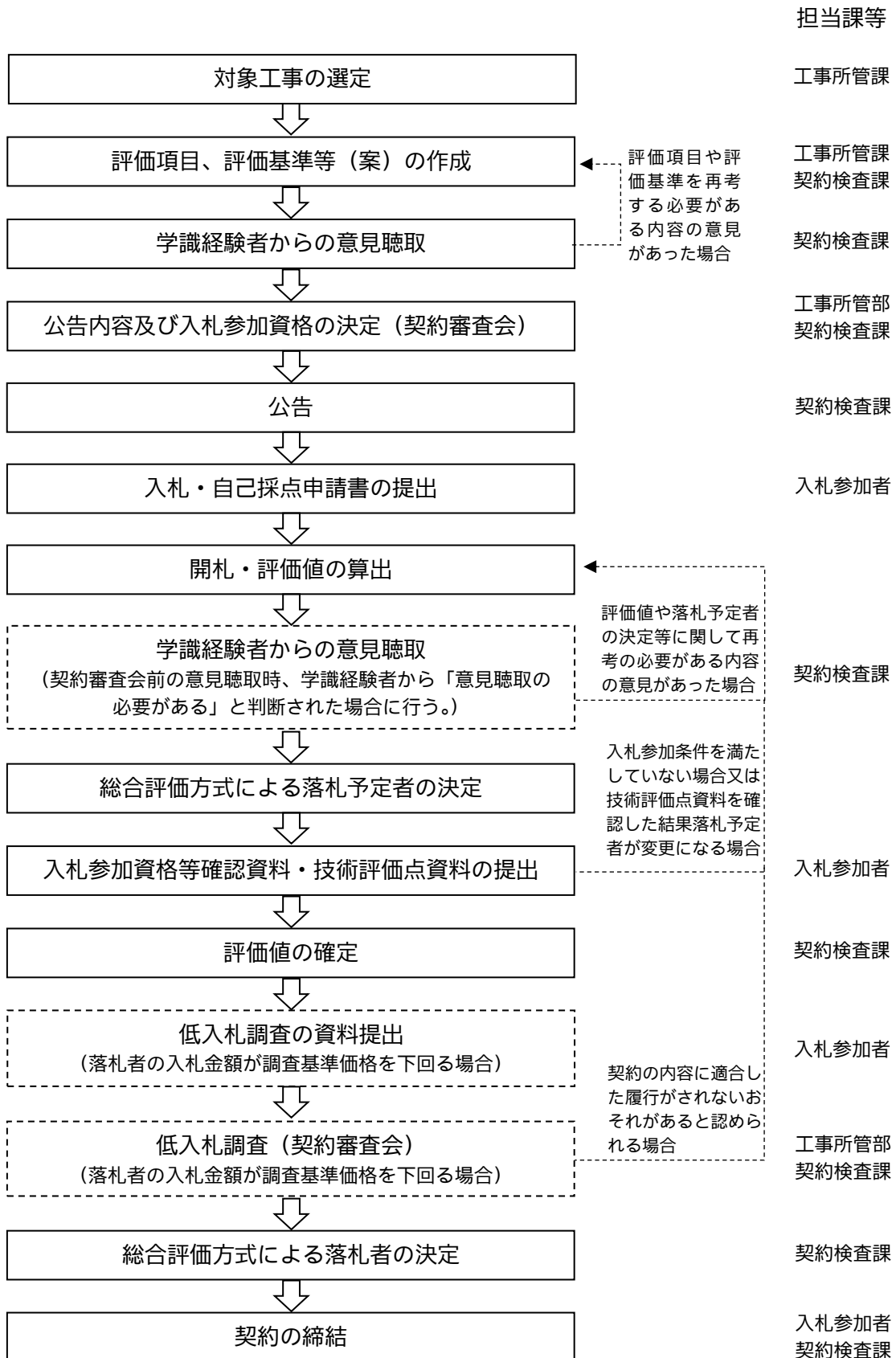
(3) 総合評価方式の実施フロー

総合評価方式の実施フローを以下のように示す。

① 簡易型における標準的な手順（一般競争入札・資格事前審査の例）



② 特別簡易型における標準的な手順（一般競争入札・資格事後審査の例）



4 資料の提出

(1) 提出方法

資料の提出方法は次のとおりとする。

① 簡易型（発注者採点方式）の場合

入札参加申請時

入札参加申請書と併せて入札参加資格確認資料と技術評価点資料を電子入札システムで提出*

② 特別簡易型（自己採点方式）の場合

入札時

入札書、工事費内訳書と併せて自己採点申請書を電子入札システムで提出

- ・自己採点申請書には、評価基準、配点に基づく自社の申告点を正確に記入すること。
- ・入札期間内に提出されない場合、入札は無効として取り扱う。
- ・未記入の項目は「0点」として扱う。
- ・記載内容に不備がある場合、入札が無効になる場合がある。

開札後（落札予定者のみ）

入札参加資格確認資料と技術評価点資料を電子入札システムで提出*

※ファイルの容量が合計で3MBを超える場合は、第1～7号様式は電子入札システムで提出し、他提出書類及び根拠資料については契約検査課窓口へ持参するか、契約検査課工事契約係へメールにより提出

メールアドレス keiyaku-kouji@city.koriyama.lg.jp

(2) 書類作成の注意

技術評価点資料の作成にあたっては、情報公開システムにて設計図書と併せて掲載している「制限付一般競争入札（総合評価方式 簡易型／特別簡易型）における入札参加申請時留意事項等資料」の「総合評価方式 技術評価点関係記載留意事項」を熟読すること。

5 評価

(1) 評価項目の設定

簡易型を適用する工事においては、簡易な施工計画や企業が保有する技術能力、当該工事の施工に直接係わる配置予定技術者の能力を評価することにより、適切かつ安全・確実に工事を遂行する能力を有しているかを確認するとともに、企業の地域への貢献度についても評価し、地域で安心・安全な工事を円滑に実施する能力を有しているか評価する。

特別簡易型を適用する工事においては、企業が保有する技術能力や当該工事の施工に直接係わる配置予定技術者の能力など、施工に必要な技術力を評価することにより、適切かつ安全・確実に工事を遂行する能力を有しているかを確認するとともに、企業の地域への貢献度についても評価し、地域で安心・安全な工事を円滑に実施する能力を有しているか評価する。

(2) 配点等

配点は、本ガイドラインに記載した配点を標準とする。ただし、工事の特性・内容によっては配点の変更ができるものとする。その場合は、その評価項目が持つ価値に十分留意し、得られる価値が必要以上に高いものや低いものにならないように設定する。この場合、学識経験者に意見を聴くものとする。

※本ガイドラインと入札公告の記載内容が一致しない場合は、入札公告の記載内容を優先するものとする。

6 評価項目の審査・評価

(1) 評価項目の対象及び評価点の配点表

項目	評価項目	簡易型の配点	特別簡易型の配点
企業の技術力	同種工事施工実績	0.5	0.5
	工事成績	2.0	2.0
	優良工事表彰	1.0	1.0
	品質・環境管理能力	0.5	0.5
	新技術の活用	1.0	1.0
	CCUSの活用	0.5	0.5
	ASPの活用	0.5	0.5
	指名停止措置	-0.5	-0.5
配置予定技術者の技術力	同種工事施工実績	0.5	0.5
	工事成績	1.0	1.0
	保有資格	0.5	0.5
企業の地域社会に対する貢献度	ボランティア活動	1.0	1.0
	除雪契約	0.5	0.5
	災害協定	0.5	0.5
	地元業者の活用	1.5	1.5
	新卒者・離職者の雇用実績	0.5	0.5
	女性技術者の配置	0.5	0.5
	市内本店又は営業所の有無	0.5	0.5
	障害者の雇用の実績	0.5	0.5
	仕事と生活の調和	0.5	0.5
	働く女性応援	0.5	0.5
	消防団への継続加入状況	0.5	0.5
簡易な施工計画に関する評価	工程管理に係わる的確性	1.0	/
	品質管理に係わる確認、管理方法の的確性	1.0	
	施工上配慮すべき事項の的確性	(いずれかを工事ごとに指定)	
品質確保等の確実性		15.0	15.0
合計		32.0	30.0

(2) 企業の技術力の審査・評価

評価項目	評価基準	評価点	配点
同種工事施工実績 過去一定期間に郡山市発注の一定請負金額以上の同種工事を元請で施工した工事实績（特定建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。）により評価する。	実績有り（80点以上）	0.5	／0.5
	実績有り（75点以上80点未満）	0.25	
	実績無し	0	
工事成績 過去2か年度の間郡山市発注の一定請負金額以上の同業種工事の平均工事成績（特定建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。）により評価する。	80点以上	2.0	／2.0
	75点以上80点未満	1.0	
	75点未満	0	
優良工事表彰 過去5か年度（入札の公告日において当該入札の公告日の属する年度の優良工事表彰がすでに行われている場合には、当該入札の公告日の属する年度の表彰を含む）の間の同業種工事における郡山市優良建設工事表彰の受賞の有無により評価する。	2回以上の表彰有り	1.0	／1.0
	1回の表彰有り	0.5	
	表彰無し	0	
品質・環境管理能力 ISO9001又はISO14001のいずれかの認証取得の有無により評価する。	いずれかの認証取得有り	0.5	／0.5
	取得無し	0	
新技術の活用 NETISへ工法・技術を登録している又は過去2か年度の間においてNETISに登録されている工法・技術を活用し工事を施工した実績により評価する。	登録有り	1.0	／1.0
	施工実績有り	0.5	
	登録及び施工実績無し	0	
CCUSの活用 建設キャリアアップシステム（CCUS）の導入の有無により評価する。	導入有り	0.5	／0.5
	導入無し	0	
ASPの活用 過去2か年度の間郡山市が発注した工事のASP（情報共有システム）の活用実績の有無により評価する。	実績有り	0.5	／0.5
	実績無し	0	

指名停止措置 過去2か年度間及び今年度（公告日までの期間）の「郡山市競争入札に係る有資格業者指名停止措置要綱」に基づく指名停止措置（廃止前の「郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止措置を含む。）の有無により評価する。	指名停止措置有り	-0.5	／-0.5
	指名停止措置無し	0	

（3）配置予定技術者の技術力の審査・評価

評価項目	評価基準	評価点	配点
同種工事施工実績 過去一定期間に国、福島県、郡山市又は郡山市上下水道局発注の一定請負金額以上の同種工事を、主任技術者又は監理技術者として施工した工事実績により評価する。	実績有り（80点以上）	0.5	／0.5
	実績有り（75点以上80点未満）	0.25	
	実績無し	0	
工事成績 過去2か年度の間、国、福島県、郡山市又は郡山市上下水道局発注の一定請負金額以上の同業種工事を、主任技術者又は監理技術者として施工した工事成績により評価する。	80点以上	1.0	／1.0
	75点以上80点未満	0.5	
	75点未満	0	
保有資格 配置予定技術者の資格の保有状況（建設業法により同業種工事の監理技術者となり得ると定められている資格及び部門に限る。）により評価する。	1級施工管理技士、一級建築士又は技術士（資格保有10年以上）	0.5	／0.5
	1級施工管理技士、一級建築士又は技術士（資格保有5年以上10年未満）	0.25	
	上記以外	0	

（4）企業の地域社会に対する貢献度の審査・評価

評価項目	評価基準	評価点	配点
ボランティア活動 前年度の郡山市内での防災活動、道路河川愛護活動その他のボランティア活動の実績の有無により評価する。	活動実績有り	活動回数 ×0.2	最大 ／1.0
	活動実績無し	0	

除雪契約 前年度の郡山市との除雪契約及びその履行実績の有無により評価する。	契約有り（履行実績有り）	0.5	／0.5
	契約有り（履行実績無し）	0.25	
	契約無し	0	
災害協定 郡山市との災害時の応急対策業務に関する協定締結の有無により評価する。	締結有り	0.5	／0.5
	締結無し	0	
地元業者の活用 過去一定期間の郡山市発注の一定請負金額以上の同業種工事又は同種工事において、市内業者（元請及び下請含む。）が施工した金額の割合により評価する。	95%以上	1.5	／1.5
	90%以上 95%未満	1.0	
	90%未満	0	
新卒者・離職者の雇用実績 過去1年間の新卒者又は離職者（雇用時65歳以上に限る。）の雇用（正規雇用に限る。）の有無により評価する。	2名以上雇用	0.5	／0.5
	1名雇用	0.25	
	雇用無し	0	
女性技術者の配置 過去1年間に国、福島県、郡山市又は郡山市上下水道局発注の工事において女性の正規社員を主任技術者又は監理技術者として配置した実績の有無により評価する。	実績有り	0.5	／0.5
	実績無し	0	
市内本店又は営業所の有無 郡山市内に本店又は営業所の有無により評価する。	市内本店又は営業所有り	0.5	／0.5
	市内本店又は営業所無し	0	
障害者の雇用の実績 障害者の雇用の促進に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく義務のある企業にあっては同法の障害者雇用率以上の雇用、同法に基づく義務のない企業にあっては障害者雇用の有無により評価する。	雇用有り	0.5	／0.5
	雇用無し	0	
仕事と生活の調和 福島県次世代育成支援企業認証制度による「仕事と生活の調和」の認証取得の有無により評価する。	取得有り	0.5	／0.5
	取得無し	0	

働く女性応援 福島県次世代育成支援企業認証制度による 「働く女性応援」の認証取得の有無により 評価する。	取得有り	0.5	/0.5
	取得無し	0	
消防団への継続加入状況 郡山市消防団に過去1年以上加入している 者の雇用状況により評価する。	2名以上雇用	0.5	/0.5

(5) 簡易な施工計画の審査・評価（簡易型のみ）

評価項目	評価基準	評価点	配点
工程管理に係わる的確性	工程管理が的確であり、かつ、工夫が見られる。	1.0	/1.0
	工程管理が的確である。	0	
品質管理に係わる確認、管理方法の的確性	品質管理に係わる確認、管理方法が的確であり、かつ、工夫が見られる。	1.0	/1.0 (いずれかを工事ごとに指定)
	品質管理に係わる確認、管理方法が的確である。	0	
施工上配慮すべき事項の的確性	施工上配慮すべき事項が的確であり、かつ、工夫が見られる。	1.0	
	施工上配慮すべき事項が的確である。	0	

(6) 品質確保等の確実性の審査・評価

評価項目	評価基準	評価点	配点
品質確保等の確実性 入札価格が調査基準価格以上かどうかにより評価する。	調査基準価格以上	15.0	/15.0
	調査基準価格未満	0	

7 総合評価による落札者の決定

(1) 評価値の算出と落札者の決定方法

無効や失格を除いた、入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、総合評価による評価値の最も高いものを落札者とする。評価値の最も高いものが2者以上あるときは、くじにより決定する。

低入札価格調査により失格となった入札、予定価格を超過した入札及び失格基準価格を下回った入札については、加算点及び評価値を算出しない。

評価値は、技術評価点を入札価格で除して算出する（除算方式）。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点 (100点)} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$$

(2) 技術評価点資料の評価

技術評価点資料の評価は、契約検査課で行い、技術評価点を算出する。簡易型における「簡易な施工計画」については、より専門性を高めるため、工事所管課で審査及び評価し、技術評価点を算出する。その際は公平性を保つために、契約検査課にて「簡易な施工計画」に記載された入札参加者名を目隠しして工事所管課へ送付する。

8 その他の留意事項

(1) 中立かつ公正な審査・評価の確保（学識経験者の意見聴取）

総合評価方式の適用にあたっては、中立かつ公正な審査・評価を行うため、総合評価方式によって落札者決定基準を定めようとするとき、あらかじめ2名以上の学識経験者の意見聴取を行う。その際、「落札者を決定するときに改めて意見を聴く必要がある」との意見が述べられた場合は、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ2名以上の学識経験者の意見聴取を行う。

(参考)

【地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2】

- 4 普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。
- 5 普通地方公共団体の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

【地方自治法施行規則第 12 条の 4】

普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 4 項及び第 5 項（これらの規定を同令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）の規定により学識経験を有する者の意見を聴くときは、2 人以上の学識経験を有するものの意見を聴かなければならない。

(2) 情報公開

① 入札前

手続きの透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法等については、あらかじめ入札公告等において明らかにする。

② 落札者決定後

総合評価方式を適用した工事において落札者を決定した場合は、契約後速やかに以下の事項を公表する。

ア 入札者の商号又は名称

イ 入札者の入札金額

ウ 入札者の技術評価点

エ 入札者の評価値

オ 落札者の調査結果の概要（落札者の入札金額が調査基準価格未満かつ失格基準価格以上で調査を行った場合に限る。ただし、公表することにより落札者に著しい不利益を与える内容又は契約の履行及び他の入札の執行に支障を来すおそれがあるものについては公表しない。）

※入札者の評価値は小数点以下第 5 位を切り捨て、小数点以下第 4 位まで表記とする。
ただし、表記の値では順位が分からない場合は、順位が分かる桁数で表記する。